

会費基準

1. 「社員割」の算出

三条市内に本社(店)・支社(店)・営業所・工場等がすべて所在する事業所は、その社員数とする。

ただし、パート・臨時従業員についてはその数の1/2とする(小数点以下切捨て)。

三条市内に本社(店)が所在し、三条市外に支社(店)・営業所・工場等が所在する事業所は、市内の社員数に市外の社員数の1/2を加える。

$$\text{三条市の社員数} + (\text{三条市外の社員数} \times 1/2) = \text{対象社員}$$

→ただし、パート・臨時従業員についてはその数の1/2とする(小数点以下切捨て)。

三条市外に本社(店)が所在し、三条市内に支社(店)・営業所・工場等が所在する事業所は、市内の社員数とする。

ただし、パート・臨時従業員についてはその数の1/2とする(小数点以下切捨て)。

三条市外に本社(店)・支社(店)・営業所・工場等がすべて所在する事業所は、会員登録地域の社員数とする。

ただし、パート・臨時従業員についてはその数の1/2とする(小数点以下切捨て)。

2. 「資本金割」の算出(法人の場合)

A. 上記 に該当する事業所は、資本金額とする。

B. 上記 に該当する事業所は、以下の計算式により算出する。

$$\text{資本金額} \times (\text{三条市の社員数} \div \text{全社員数}) = \text{資本金割}$$

C. 上記 に該当する事業所で、

a. 本社(店)・支社(店)・営業所・工場等がすべて会員登録地域に所在する事業所は、資本金額とする。

b. 本社(店)・支社(店)・営業所・工場等の何れかが会員登録地域外に所在する事業所は、以下の計算式により対象資本金を算出する。

$$\text{資本金額} \times (\text{会員登録地域の社員} \div \text{全社員}) = \text{資本金割}$$

3. 以上の基準をもって「社員割」、「資本金割」を算出し、会費基準表により会費額をお願いしますが、三条市外に本社(店)・支社(店)・営業所・工場等がすべて所在する事業所については、以下により年間会費口数を算出します。

法人事業所：(均等割 + 社員割 + 資本金割) × 1/4

個人事業所：(均等割 + 社員割) × 1/4

ただし、最低口数(法人4口、個人3口)に満たない場合は最低口数とする。